

発議第2号

令和6年6月4日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

提出者 議会運営委員長 野中昭一

高根沢町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

【趣旨説明】

令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のデジタル化、オンライン化に対応するため改正するものであります。

また併せて、文言調整等の見直しを行うものであります。

高根沢町条例第 号

高根沢町議会委員会条例の一部を改正する条例

高根沢町議会委員会条例（昭和50年高根沢町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条</p> <p>2 <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>2 <u>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>3 <u>常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、</u></p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条</p> <p>2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条</p> <p>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 <u>常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u></p> <p>3 <u>特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>4 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。</u></p> <p>5 <u>常任委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30</u></p>

その任期満了前30日以内に行うことができる。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（（常任委員の任期））第2項の例による。

（秘密会）

第17条 委員会（第12条の2（（会議の特例））第1項の規定により開催するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができる。

（意見を述べようとする者の申出）

第21条

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条（（代理人又は文書等による意見の陳述））において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（記録）

日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（（常任委員の任期））第2項の例による。

（秘密会）

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

（意見を述べようとする者の申出）

第21条

（代理人又は文書による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（記録）

第26条

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第26条

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。